

## JASRAC 独占禁止法違反事件に関する当社の見解について

2013 年 11 月 1 日

株式会社イーライセンス

代表取締役 三野明洋

謹啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2009 年 2 月 27 日付の、公正取引委員会の一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）に対する排除措置命令（平成 21 年（措）第 2 号）に関わる一連の手續につきましては、2012 年 6 月 12 日付で公正取引委員会から、排除措置命令を取り消す旨の審決（平成 21 年（判）第 17 号）が下された後、当社がこれを不服として、同年 7 月 10 日付で東京高等裁判所に審決取消訴訟を提起し、本年 11 月 1 日付にて、当社の主張が認められる判決が下されました。

当社といたしましては、放送権など新規支分権管理参入から 7 年、「排除措置命令」から 3 年 9 ヶ月が経過し出されました今回の判決を受け、放送権のみならず、本件包括徴収方式にて管理されている他の支分権や利用形態につきましても、公平公正な競争市場の早期形成に向け、一般社団法人日本音楽著作権協会が速やかに対処されること願っております。

謹白